

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成29年(2017年)度第2回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	平成30年2月15日(木) 午前10時00分から午前11時まで
3 開催場所	津図書館2階 視聴覚室
4 出席者の氏名	(津市隣保館運営審議会委員) 井上修 岩名克義 梅林慶文 岡山勉 奥山典子 小黒敏克 國分弓子 佐野隆次 杉原東洋兒 高倉保夫 西田保男 西本和史 原田信市 福田信男 松下健治 村林秀紀 矢島聖子 (事務局) 人権担当理事 南勇二 人権担当参事 大川祐喜 地域調整室長 奥田幸秀 他12名(内隣保館長10名)
5 内容	1 平成29年(2017年)度隣保館活動報告について 2 隣保館運営審議会委員の改選について 3 隣保館関連予算について 4 部落差別解消推進法施行に伴う取組みについて 5 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部地域調整室地域調整担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3166@city.tsu.lg.jp

・議事内容 下記のとおり

<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より平成29年(2017年)度第2回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただきます津市市民部地域調整室の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、南人権担当理事からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>南人権担当理事</p>	<p>皆様おはようございます。人権担当理事の南でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はご多用の中、津市隣保館運営審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。あわせて、委員の皆様には、日頃より隣保館の運営事業にあたり、ご指導、ご協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本審議会につきましては、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第15条の規定により、隣保館の運営に関する基本方針等に係る調査審議を目的として設置されており隣保館の事業の企画及び実施等に関し、委員の皆様からご意見等をいただくとするものでございます。本日は、平成29年度第2回目の審議会になりますが、事項書に記載している、隣保館活動報告、隣保館運営審議会委員の改選、隣保館関連予算、部落差別解消推進法に伴う取組み等について委員の皆様からご意見を頂戴し、今後の隣保館運営に活かしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>続きまして、議事に入ります前に、本日、20名の委員のうち17名の方が出席していただき、委員の半数以上が出席されておりますことから、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願い</p>

<p>村林会長</p>	<p>したいと思います。村林会長、よろしくお願いします。</p> <p>皆さんおはようございます。進行役を仰せつかっております村林でございます。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>本年度第1回目の審議会となりますが、議事進行に当たりましては、皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、会議の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との発言あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>事務局から、あらかじめお話いただくことが何かございましたらよろしくお願いいたします。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。</p> <p>また、今回、会議録へのご署名は、國分委員と佐野委員の2名の方々をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>村林会長</p>	<p>委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との発言あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>事務局、他にありますか。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>当審議会の公開についてでございますが本市における審議会の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において、個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しており</p>

<p>村林会長</p> <p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>ます。このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則として公開となりますがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との発言あり)</p> <p>ありがとうございます。会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります。お手元の資料を1枚めくっていただいて、事項書の2番、事項(1)平成29年(2017年)度隣保館活動報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、平成29年(2017年)度隣保館活動報告について説明いたします。</p> <p>資料の4ページから16ページをお願いします。</p> <p>平成29年(2017年)度隣保館活動報告につきましては、平成29年12月31日現在の内容となっております。各館における活動については、4ページに集約させていただいておりますとおり、相談事業、啓発・広報事業、教養・文化講座、自主的組織活動事業、デイサービス事業、地域交流促進事業などを各館それぞれで実施しております。</p> <p>利用者数は、延べ49,285名で、月平均約5,476名、前年度と比較して、全体で236名の減少で、ほぼ前年度並みの利用となっております。本年度も各館で文化教養講座を開講し、また各種学習会をとおして、地域コミュニティの醸成や人権啓発に努めているものでございます。</p> <p>また、17ページから24ページまでの交流・連携・特色事業につきましては、本年度の事業計画に基づき、それぞれ実施してきているところであり、地域における拠点施設としての役割を担いつつ、人権諸課題の解決に向け、取り組んでおります。</p> <p>交流事業においては、主に地域の学校や自治会、老人会</p>
--------------------------------	--

	<p>等々の関係団体とイベントなどを通して、他地域の方々と交流親睦を深めております。</p> <p>連携事業においては、地域文化祭やフィールドワーク、講演会等を他団体と連携を図りながら事業を実施し、学習・啓発に努めております。</p> <p>特色事業においては、各館、デイサービスや人権講座、地域学習会など地域住民の要望に応じる独自の事業を実施しながら、親しみやすい館づくりを目指し、取り組んでおります。</p> <p>隣保館活動報告の説明は、以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。</p>
杉原委員	<p>4ページの隣保館活動報告についてというところで、この対象地域人口とありますが、かなり疑問のある数字が含まれているように思うのですが、これはどのように考えておられるのですか。特にこの対象地域人口のとりまえかたですね。これはどういう範囲になるのでしょうか。</p>
<事務局>	<p>ここであげさせていただいている数字につきましては、各館それぞれからご報告いただいている部分もございますけれども、国、県の補助事業の部分の中で隣保館の対象となってくる区域というのを各館で見いただいている区域という部分を自治会なりでまとめていただいているところ、あるいは地域の部分で旧の町村をひとつの区域ととりまえてあげていただいているといった、そういった事情がございます。小さな自治会単位の部分でのとりまえ方と旧の町村大きくとりまえとる数字という部分で、こういう対象地域の人口で表示をさせてもらっています。</p>
杉原委員	<p>あまりにもですね、数字の格差が大きすぎるのでね、この各館から報告があった、あるいは前からの引継ぎでそのままずっと使われておるような感じがするんですけども、こういうバラバラではいかんのではないのですか。まして、今言われたように、これが補助金とかね交付金とか</p>

	<p>そういうものの算定に多少は関係があるようなことであれば、こういうものはきちっと統一した考え方でとらまえるべきかなと思うんですが、いかがですか。あんまり詳しいことを申し上げる気はないんですけども皆さん方ならすぐにもあまりにもおかしいのではないかと気づかれると思うのですが、ありきたりのご答弁をされるのではなくて、もっと的確な答弁をお願いしたい。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>こちらの方の数字につきましては、杉原委員がおっしゃっていただいた過去からの流れの中で本年度の状況ということで数字入れさせてもらっている部分がございます。各館の方で取り扱いしていただく区域というのが、自治会単位なり大きな町単位という形になっておりますので、ご指摘の部分、もう一度どういう形の数字のまとめ方がいいのかという部分、検討させていただきまして、統一できるかというのはこの場でお話しすることはできませんけれどもご指摘の趣旨を踏まえた上で検討の方いたしますのでお願いいたします。</p>
<p>杉原委員</p>	<p>くどいようですが、今言われたように、この対象人口というのは、対象地域人口と、実際にいろんな講座やっていますと、本来のいわゆる対象地域以外にですね周辺の地域からもたくさん来てみえるのでね、そういうところも含めた対象人口というとらまえ方で考えておられるのかですね、あるいは明確な旧来からの地域指定というか、そういうことでとらえてみえるのか、その辺ですね。周辺地域との交流ということが、大きな意味でこの事業の対象に入っているんで、そういうことでとらまえるのなら、そういう範囲で考えてくださいよというように、各対象地域の人口というのは、それぞれ、市の司令部で各館と協議をもらって考えてもらわないと、各館のそれぞれの考え方で勝手にやってもらっているんだという状況をいつまでも続けているのはいかがとこのように思うのですが。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>杉原委員ご指摘の件、おっしゃるとおりだと思います。この各地域いろいろ事情があるというのは当然なんですけ</p>

<p>村林会長</p>	<p>れども、ひとつの表として基礎数値で出ていくなかで、バラバラの考え方の数値ではですね比較とか館同士のどのような形なのかご議論いただくなかでおっしゃるとおりと思います。どういう形で統一するかは別とさせていただいて、やはり市として隣保館の対象地域をこういう表にあげるのであれば、統一された形でということに向けまして、どのような数字がいいのか、また委員の皆さまのご意見も聞きながら訂正、直していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ、事項（１）については、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、事項（２）の隣保館運営審議会委員の改選について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>それでは、隣保館運営審議会委員の改選についてご説明いたします。</p> <p>25ページと資料1から4をご覧ください。</p> <p>前回の審議会で、任期変更についてご承認いただいたことを受け、現委員さんについては、2018年平成30年3月31日付けで辞職をしていただき、改めて、2018年平成30年4月1日から2020年3月31日までの2年間の任期で委嘱を行うものでございます。</p> <p>改選の事務処理について、関係団体の各委員さんにつきましては、資料1の委員辞職届、資料2の委員推薦書、資料4の新委員さんの就任承諾書を提出いただいたうえで、まず、2018年平成30年3月31日付けの辞職届により解職の手続きをし、推薦書と承諾書により、2018年平成30年4月1日から2020年3月31日までの2年間の任期で委嘱を行うものでございます。お忙しい中申し訳ございませんが、私どもの事務処理手続き上、2018年平成30年3月23日までに、辞職届、推薦書、承諾書の3点について、市地域調整室までご提出をお願いいたします。</p> <p>また、団体によっては、3月23日までに委員推薦がで</p>

	<p>きない場合もあるかと思いますが、その時はご連絡をお願いいたします。そのうえで、4月1日までに決定ができない場合は、資料7の3のとおり、まず、現委員名で推薦をお願いし、4月1日からの委嘱を行い、新委員が決定しだい、現委員の辞職届、団体の推薦書、新委員の承諾書を提出いただき、解職と残任期間の委嘱の手続きを行っていきます。</p> <p>手続き上、ご無理をお願いすることとなりますがよろしくお願いいたします。なお、各関係団体へは、それぞれの代表者あて、依頼文書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、地域住民代表の委員さんにつきましては、各運営委員会から、資料1の辞職届、資料3の委員推薦書、資料4の本人承諾書の3点をそれぞれの館をとおして、市所管課（本庁及び各総合支所）へのご提出をお願いいたします。その後、私ども地域調整室で解職と委嘱の手続きを行っていきます。</p> <p>運営委員会においても委員の改選が予定されている所もあるかと思いますが、未定の場合は、関係団体の場合と同様に、現委員名で推薦を行っていただき、新たに決定された時点で、改めて関係書類の提出をお願いいたします。</p> <p>隣保館運営委員の改選については、以上でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。説明はお聞きのとおりですが、前回の審議会で出された内容の事務的な部分ですが、何かございますでしょうか。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ないようですので、事項（2）については、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、事項（3）の隣保館関連予算について、説明を求めます。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>隣保館関連予算について、ご説明いたします。26ページと資料5をご覧ください。</p> <p>平成29年度隣保館関連予算ですが、施設整備においては、久居北口文化会館の耐震補強計画策定委託、雲出市民館の改修工事、櫛形市民館の排水設備改修工事を実施して</p>



	<p>おります。</p> <p>また、前回お話がでていた隣保館関連予算の推移ですが、資料5のとおりとなっております。合併以降人件費関係は、職員定数の削減や隣保館費の支出である一般職給から総務費の中の一般管理費への振替え等により減少となっております。運営事業費は、合併以降、非常勤館長の配置による報酬の増や、平成23年度に榊原市民館の増築工事を行っており、それに係る備品購入費などの支出増などで、平成23年度には9千5百万円ほどの決算額となっております。その後、館長の配置において、非常勤から再任用に切り替えがあり、報酬などが減少したことを受け、平成28年度で7千5百万円ほどの決算額となりました。</p> <p>数字自体はピーク時より減少していますが、ほとんどが人件費に係る支出科目の変更によるもので、例年、運営費の実績に基づき予算計上を行ってきているところです。</p> <p>施設整備関係も順次実施してきておりますが、館によっては、比較的小さな工事をいくつか行っている部分もあり、経過年数等により施設の損傷具合に応じ必要な工事を実施してきているところです。</p> <p>予算関連の説明は以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございました。説明は以上でございますが、何かございますか。</p>
杉原委員	<p>ちょっとすみません。予算に関連しまして、館の運営ということで、いいですか。実は合併によってですね、それまでの館の運営が大きく、特に旧久居市に関連してあるわけですね。それ以外のところについては私は全然知らないのですが、合併以前は館の定休日は月曜日になっていて、土日は開館していたのですが、合併と同時に土日が休みになって、一般の官庁と同じような開館日になっているんですが、移行当時は時間外あるいは休館日もですね、適宜柔軟に対応しますよと、こういうことでクリアしてきたんですけども、実際には休館日とか時間外は非常に規制されていて、ほとんど使うことはない。ただ自治会関係の総会とかそういうのは回数も少ないし、いわゆる時間外でも</p>

<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>対応されているわけですがけれども、今の状況を見ますと土、日という休みの日に休館になっていて、休館は休館でいいとしても、その日に使える、実際の利用は難しいとこういう状況は、今のみなさんの状況を見ていると実態にそぐわないように思います。やはり土、日についても、そういう住民の要望なりあるいは館の方向性なり考えて必要がある場合、要請のある場合は柔軟に対応してもらおうとこういうように今後考えていってもらえないかなと思うのですが、いかがですか。</p> <p>土、日の開館の部分につきまして、合併の中で施設の設置条例の中で土曜、日曜、祝日の方は休館にしていくということでの規定をさせていただきました。ただ各館のそれぞれの事情というのもございますので、事業として休日の方の開館という部分についても、そういった事業もございませぬ。実際、各館全部ではございませぬけれども休日、特に土曜日に開館をしていただいている所もございませぬので、それは地区のご事情、ご要望に応じてそういった事業を展開していくということにはございませぬ。それぞれの地域の中でこういった活用の方がいいかなど、ご議論していただきながら、ご要望の方が出てこれば、予算的なこと当然時間外等からできませんので、そこら辺はご要望に応じて予算要求の方もしていかなければならないということになります。方向的には現在も一部やっておりますので対応の方は可能かと思っております。</p>
<p>杉原委員</p>	<p>予算は限られておりますのでね、実際に休館日にいろんなイベントをやるという場合は、それ相当の職員配置も考えなければならぬということ、予算的にある程度規制されるというか、そういうような傾向はないのですか。本来の事業の必要があつて、そして休館日に開館するということを、事実上規制するようなそういう動きはなくてですね。必要があれば認めますよとそれぐらいの人員費、時間外労働手当というのはいる訳ですが、そういうのは規制しませんよというように理解してよろしいか。</p>

<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>現に今もイベント等開催時期が土、日に開いていただいて、それに対応する時間外手当等の予算の方も考えておりますけれども、これが年365日内の52週すべての週で開けるということになってきますと、これはちょっと基本的な部分での考え方のところ大きく変わってまいりますので、その部分で規制がないかと言われますと、どうしても一定の部分での考え方というのはそこには生じてくるという部分がありますのでご要望、即開館で予算つけてどうぞという流れにはなかなかならんというところだけは理解をいただいて方向的には地域のところで、そういう利用の状況というご要望も含めてあるということであれば、対応としては、その方向で検討していきますし、予算要望も行っていくよう考えております。</p>
<p>杉原委員</p>	<p>もう一点すみません。</p> <p>結局ね、合併の時点でそれまで土、日と。はっきり言いますと、土、日というのは、利用者にとって本当は要望が大きいのですよ。だからこの利用状況についても、今までの同じ休みであっても、今までのように土、日は開館でそれ以外の曜日で月曜日であるとか金曜日であるとかそういうときに休館にするのとですね、土、日開館にするのとどちらが利用者にとって便利で利用数が多いかということになれば、今の状況から考えれば土、日の要望が非常に大きいということが明白だと思うのですけれども、合併で開館、休館日の変更は大きな抵抗があったんですけれども、その時にはうまく、休館日は変更するけれども実態はもし必要であれば土、日については開館しますよというような説明があったもんですから、住民にとっては、騙されたというようなそういう感覚があるわけですよ。ですから今言われたように、土、日をですね全面的に開館しろというようなことではこれは意味がないので、そんなことは誰も言わないと思いますが、やはり何か予算的な面で制約があって、土、日に利用するということをはばかれると、こちらの方で自主規制するようなそういう感じになっているので、そうではありませんよと実際に要望があって必要性があれば認めますよとそういうように理解してよろしいですね。</p>

<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>ありがとうございます。先ほど室長の方から予算的な面の説明はあったんですけども、限られた人数でやっておりますので、労働条件というのもございますので、それをクリアする中で、本来開館する日を休館するわけにもいきませんので、バランスとりながら、できる限り地元住民の方が土、日にこういう催し物をしたいんやというときは対応できるように労働条件の範囲の中で考えていきたいと思っておりますので、ぜひともそういうご要望があるのであれば一度、館なりにご相談いただいて、そのことの中でできる限りご要望にお応えするという姿勢でやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>休館日自体を変えるということは、今後の検討課題ということで、杉原委員がおっしゃられたように、地元で土、日を開館にしてくれと全体的な部分で条例を改正するという部分で、各館というよりは全体の隣保館の中で土、日は開けてほしいという意見が統一されてくれば、その時はそういう議論として、条例改正ですので、議会の議決も必要ですので、一概にそのようにしますとは言えませんが、そういう議論という中で検討課題としていきますので、またこの審議会でその件につきましても議論していただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>杉原委員</p>	<p>ありがとうございます。そういう方向についてもこれから議論していくということですので、ぜひお願いしたいと思いますが、今、予算の説明の中で、ほぼ人件費がかなりの部分を占めるという説明があったんですが、全部お聞きすると時間かかりますので、例えば28年度の運営事業費の中で人件費はどれぐらいになりますか。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>資料5の人件費の一般職給ということであげさせてもらっていますけれども、ここで28年度の決算ベースで58,767千円というのが隣保館費で一般職給として支出しておる金額になります。これは正規の職員というかたちになります。この中で、中に入り込んでしまっておりますけれども、隣保館の運営事業ということで、今現在2館のとこ</p>

	<p>ろが非常勤の館長になっております。その部分での報酬という形でお支払いをさせてもらっておりますけれども、その部分のところで金額的に数百万入ってくるというような形になります。</p>
杉原委員	<p>人件費の占める割合というのは非常に大きいということは分かったんですけども、例えば職員の配置等についてもみなさんよく言われる各館のそれぞれの特殊性というかそういうものに依拠してということをおっしゃいますが、やはり休館日とか時間外の利用等についても、すべて利用する時間勤務が必要かとなると実態はそうではない。その必要性は非常に薄いのですけれども、出たり入ったりして残業時間を減らすというようなことは非常に難しいということはお分かりなのですが、例えば開館の時と、終わる時と実際にはそれだけで済むような例が多いと思うのです。その点についても各館それぞれの実情に依拠して適宜考えていくというようなことで人件費等のある程度は節減になるのではないかなと。決して行き過ぎたことはいかんとおっしゃいますが、同じようなことで、例えば地域の自主的にサークルなり会合なりの責任者の方で、そういう時間外労働を節減できるような利用の仕方というのを考えていくということなんかも含めて今後検討していただきたいとおっしゃいます。</p>
<事務局>	<p>勤務の実態の部分につきまして、例えば講座が2時間あったとする場合、その前後でというお話のところについては、そのついでに職員の状態という部分もございしますので、その時間出てきて帰って、出てきて帰ってというような部分もございまして、その辺はちょっと実態の部分の中で職員の勤務形態自体がどうなんだということも含めた議論という形になると思いますので、いずれにしても講座的には開催、隣保館としては開館していく方向の中で今度職員のそういった部分で節減できるところは節減していくという部分はおっしゃりの話になりますので、それは検討課題に当然なってくるという部分でございしますので、今後とも議論しながら検討してまいりたいと思いますのでよろしくお祈りいたします。</p>

<p>村林会長</p>	<p>地域にある館ですので、できる限り開いているべきだと思います。人がいるとかいないではなくて、あそこに行けば誰かがいてくれる状況が本来必要だと思いますので、いる人は必ずしも館の職員でなければならないという考え方を少し変えていただくと、その日にいれる人がある時間帯に管理していく形というのをとれるんじゃないかなということも含めて、必ずしも職員を置くということだけではない考え方をしていただくと地域としては夜行ったら大丈夫だとか、バス待っている間に館の中に入って待つられるあるいは人と話しができるという形というのはすごく大事だと思いますので、その辺も含めてよろしくをお願いします。</p>
<p>杉原委員</p>	<p>すみません、もう1点。実は今年に入ってからですが、会館まつりをやったときに、健康相談をやったんですね。そこで骨密度の測定をやってもらったんですが、そこへこられた方は、ほとんどこの会館の講座を利用しているんですが、体を動かすエアロビクスやダンスが多いんですが、そういうことをやっている関係か測定された方が驚いていることは、みなさんの骨密度は非常に平均して高いということで測定結果に驚いてみえました。具体的な成果が現実的に館の利用によって上がっていますのでその辺もひとつ、みなさんも良かったなと自信を深めたわけですが、その点を報告させていただきます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ほかにございませんか。ないようですので、事項(3)については、終わらせていただきます。 続きまして、事項(4)部落差別解消推進法施行に伴う取組みについて説明を求めます。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>それでは、部落差別解消推進法の施行に伴う取組み等について、ご説明いたします。27ページをお願いします。 部落差別解消推進法については、資料6を参照してください。 この法律は、平成28年12月16日に施行されました</p>

が、現在も部落差別が存在し、差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に制定されたものでございます。

この間、市としては、この法律に「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるもの」と定められている中で、まず、この法律が制定されたことを啓発していくために、ポスター、チラシの掲示や館だよりへの掲載などの啓発事業を行ってきました。また、関係団体と協力しながら、学習会の開催や各種研修会への参加などを通して、法律制定の周知を図ってきました。

法の第3条には、地方公共団体の責務として、国、他の地方公共団体と連携を図り、第4条で相談体制の充実、第5条で教育及び啓発、第6条で実態に係る調査への協力がうたわれており、その業務の最前線は、隣保館であり、館と本庁・総合支所との連携を図れる体制をより強固にしていく必要があります。

今後、相談体制の充実については、まず、文化教養講座をはじめ、来館いただけるイベント等の充実を図り、気軽に話ができ、相談しやすい雰囲気作り、職員のスキルアップ等、細やかな相談業務ができるよう体制を強化していきます。人間的な部分については、人事当局へ要望していきます。

次に、教育及び啓発については、まだまだ法律のことを知らない方も多いことから、学習会や各種講座、イベントなどでチラシを配付するなど、より多くの人に知ってもらうことに取り組んでいきます。そのうえで、基本理念にあるように、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深められるよう取り組んでまいります。

次に、実態調査については、国の責務であると定められており、市としては国の意向を受けて、調査に協力していくものであります。

また、平成29年度において、10年ぶりに市民意識調査を行いました。その調査結果を検証し、今後の取組みに活かしていきます。

<p>村林会長</p>	<p>部落差別解消推進法の関係は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。説明は以上でございますが、何かございますか。</p>
<p>岡山委員</p>	<p>一番最後の説明ですが、市民意識調査の結果は出ているんですか。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>意識調査は人権課の方でやっておりまして人権問題に関する市民意識調査ということで、8月に調査票を配布しまして、8月末に回収という形で、ある程度集計はできておりますが、10年ぶり平成19年度にもやっておりまして、それとの対比のところの検証もしてくれと頼んでありますので、今、分析をしている最中です。それについては後程またお見せすることは可能かと思っております。</p>
<p>岡山委員</p>	<p>まだ結果は出ていないということですね。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>調査を3,000人対象でさせていただきますので、4割強の回収率でございました。白紙等もございましたので、実質的な数値は減ってくるかもしれませんが、その中で集計分析を行っております。議会等も含めまた隣保館の方へもその結果の方はまた報告させてもらうようには考えております。</p>
<p>岡山委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>福田委員</p>	<p>この法律ができたのはすごいことかなあと、今までは同和対策と対策的な法律だったんですが、部落差別の解消ときちんとネーミングからして現在もなお部落差別が存在すると国が認めたのは画期的なことだと私は評価させてもらっているんですが、これを受けて同対審答申を持ち出すまでもなく国及び地方公共団体の責務というふうにうたわれておって、先ほどのご説明の中にも啓発をすとか教育に力を入れていくとかお話しを伺ったんですけども、特に来年度に向けて、この法律をうけてぜひやっていきたいと</p>



<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>目玉みたいなものはないのでしょうか。</p> <p>先ほど、市民意識調査の回答もさせていただきましたけれども、私ども人権課の方では市民人権講座とか各隣保館の学習会の方でもしていただいていると思いますけど、この調査結果を基に、今こういう市民の意識がある中で、だから私たちは今後どうしていこうかというところの、それを活用しながらそういう学習会、市民人権講座なんかをもうちょっと発展的な形で展開して、部落問題もそうですけれどもさまざまな人権問題についてもアンケートをとっておりますのでそういうところのデータも含めながら講座の方に活用していきたいと考えております。今までにないものにできたらなと思っておりますが、講師とも相談をしながらの話になってきますので一概にはいきませんが私たちができるところでは、まずは職員に対する研修とかそういう部分にも活用できたらなと思っております。</p>
<p>福田委員</p>	<p>よろしく申し上げます。</p>
<p>杉原委員</p>	<p>よろしいですか。今ですね、私はインターネットはやっていないんですが、話を聞くと民族差別というかそういうものがインターネット上であふれているらしいですね。例えば朝鮮人とかあるいはシナ人とかいう言葉を使ってそれを排撃するとか、そういうような全く明白に差別と分かるようなことが、むしろ大々的に宣伝されていると。ここにもありますが、ヘイトスピーチの対象はそういう人らですよ。こういう差別も世の中にあって同じような部落差別が残っているというような話があるわけなんですけど、やっぱり部落差別だけをなくしてそれじゃあ済むのかとそうではないので、こんにちの情勢では、いろんな形の差別なりあらゆる差別なり人権問題があり、例えば外国人はミートゥとかいうのは世界的な問題になっておるような話もありますので、視野を大きくもって市としては大きな意味での色々な差別、身体障がい者の差別であるとかあらゆる差別をなくすんだとこういうことでこれからぜひお願いしたいなと思っております。</p>

<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。みなさんも見ていただきましたとおり平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法3つの法律が施行されました。まだまだこの法律を知ってらっしゃる方は少ないかと思います。特に部落差別解消推進法についてはまだまだ平成28年12月に施行されていますので、まだ1年少々でございますから、まだまだ周知が足りないなど私ども考えております。それも含めまして、こういう法律ができたという周知、また差別がまだまだいろんなところであるんだということを皆さまに知っていただくための取り組み、研修会や啓発も含めました取り組みをしていきたいと思っております。</p>
<p>福田委員</p>	<p>先だって、白山町で山口県の川口泰司さんをお迎えして講演会をしたのですが、先ほど杉原さんがおっしゃったようにネット社会ではむちゃくちゃ差別がある。部落差別のみならず、あらゆる差別が横行してとんでもない状況になっているということを縷々映像でも見せてもらいながら講演を聞かしてもらったんですが、防ぎようがない。ばらかまかかれている。しかも部落問題と検索するととんでもない書き込みがあったりして、すべて信用ができない。最近教育の中でもスマホなりネットで調べることがあり、とんでもない状況が子どもにも入っておってですね部落に対するイメージが本当に差別的に書かれていて、昔地名総鑑が問題になったわけですけども、そんなんいっぱい横行しておるし、例えば地図なんかでもここが部落の地域やと写真までネットで流れているということを聞かせてもらったんですけども、それに対抗するように川口さんがですね、部落問題だけでなく障害者の問題、最近LGBTの問題があったりしてそこで悩んでいる青年たちが、グループを作って逆にヘイトスピーチをたたくようなネットをアップしているということです。毎日戦いやというようなことをおっしゃってみえました。私の世代でなかなかそういうところのからくりやは分からないのですが、それを罰する法律がないためにいわゆる表現の自由が保障されて</p>

村林会長

おり、ヘイトスピーチを平気でやるような状況が今拡散しておるということを聞かせてもらいました。やはり一人一人の市民の意識や人権意識が高まっていかないと、正しく流れていることをクリックするだけで上にあがってくるんだそうですね。おもしろおかしくクリックしたら上位にあがってくるらしいです。今まで自分たちはそのことに対してサイレントマジョリティ、物を言わない多数であったために今の状況を作ってしまった。だから無関心であるということが一番大きな差別につながっていくんだというようなことを聞かせてもらった中であらためて意識を新たにしたわけですが、タイミング的にちょうどこういう法律ができましたので、しっかり啓発をしていただいで少なくとも隣保館に集う人たちは知ってもらいたいなというふうに思っているところであります。以上です。

1点だけお願いというのか市民意識の調査をしたときに市民の意識を市民がなかなか置かれている状況を知ることができない。必ずしもすべてを公開することがいいわけではないけれども公開しないと話し合えない場所というのがたくさんあると思うんです。そういう意味では調査結果をどういうふうに多くの人に知らせる中でものを考えていける状況を作るかということが大きな問題で調査そのものを行政の中で生かすというのは当然なんですけれども、それは調べられたというか協力した人たちになかなか戻りにくいので、調査したものにとってはだいたいみんながどういうことを考えているかという意味のそれこそ地域であったり、市民の意識が今どんな状態なのかということが分かることも大事だと思うので、何も考えずに情報を公開したらいいということではなくて、そのことも含めて結果の報告する場所や報告の仕方を考えていただければと思います。

よろしいでしょうか。

事項(4)については、終わらせていただきます。続きまして、事項書の3「その他」に移らせていただきます。

<p>福田委員</p>	<p>す。何かございますか。</p> <p>お願いなんですけれども、反差別人権研究所みえ、ヒューリアみえというところに、人権大学講座をやっておりますけれども、津市からも受講者を送っていただいておりますけれども毎年白山町にフィールドワークに来ていただくんですけれども、その日に気になるのは津市から出ていただいている方というのは担当課の人であったりで、人権問題なりを勉強されるのは担当課だけの専売特許ではありませんので相対的にいろんな部署の人が来ていただいて広く勉強してほしいなと希望を私自身が持っております。他市町村みると、いろんな分野の、いろんな課から来ておましてそれはいいことやなあと思うんですけれども、ぜひそのあたり事務局の方から言っていただくとありがたいなと。どうしても固定化されておるという状況があって、もちろん担当課も勉強してもらわなければならないのですが、もっと広くしていただいた方がいいのではないかなと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>最後に事務局何かありましたら、どうぞ。</p>
<p>&lt;事務局&gt;</p>	<p>本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。いただきましたご意見等は今後の運営に生かしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>また、このメンバーでの審議会は最終となります。事務局の勝手が多く申し訳ございませんでした。改めてお詫び申し上げます。</p> <p>委員改選につきましては、3月31日付けをもって全委員解職をお願いし、新たに4月1日付けで新委員の選任につきましても、書類提出についてよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、会長を務めていただいた村林委員、副会長の西田委員には誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

村林会長	<p>事務局からは、以上でございます。</p> <p>委員の皆さんにはいろいろご意見をいただきました。 また長時間にわたり審議にご協力をいただき誠にありがとうございました。今回もせっかく館長がみえたので、土日の実態その他をお伺いできればよかったですけれども、またそういう機会等、資料も作っていただければと思います。</p> <p>それでは、これで津市隣保館運営審議会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。</p>
------	---